



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 積水化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大久保 尚武  
(コード番号 4204 東証・大証 市場第 1 部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 篠 秀一  
電話番号 03-5521-0522

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社を取り巻く経営環境の変化に対し迅速に対応するため、当社は、本年 4 月 1 日より執行役員制度を新たに導入いたしました。執行役員制度は、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各カンパニーの業務執行機能を明確に分離し、取締役会の一層の活性化と機能強化を図るものであります。これに伴い、現行定款第 20 条、第 24 条について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう第 28 条を新設し、併せて、必要となる条数の繰り下げを行うものです。なお、変更案第 28 条の株主総会への提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

具体的な変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第 20 条 当会社に取り締役 3 名以上を置く。	(取締役の員数) 第 20 条 当会社に取り締役 3 名以上 <u>15 名以内</u> を置く。
(役付取締役及び取締役相談役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、 <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u> を定めることができる。 2 取締役会は、その決議によって取締役相談役を定めることができる。	(役付取締役及び取締役相談役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長 <u>及び取締役副社長</u> を定めることができる。 2 (現行どおり)
(新 設)	<u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 第 28 条 当会社は、社外取締役との間で、 <u>会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 28 条～第 38 条 (条文省略)	第 29 条～第 39 条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日

以 上